

## 外国人留学生専門学校等校内企業説明会事業業務委託仕様書

### 1 事業目的・概要

我が国の生産年齢人口は、令和3年と比べ令和32年には約30%減少すると推計されており、令和2年度版川崎市労働白書においては、およそ5割の市内企業が人材不足であると回答している。市内中小企業においては、新卒者など求める人材の採用がますます厳しい状況になると推測されるため、外国人など多様な人材の確保が必要になるが、外国人雇用に関しては、企業側による受け入れ体制やコミュニケーションなどで不安があり、採用に踏み出せない企業もいると推測される。

そこで、市内中小企業の人材確保支援の取組として、外国人留学生が通う専門学校等で校内企業説明会を開催する。また、校内企業説明会の参加企業の開拓として、外国人留学生採用にかかるセミナーを行う。外国人留学生に対しても、専門学校等と調整の上、校内企業説明会の実施以前に就職支援セミナーを開催し、校内企業説明会における留意点等を伝え、市内中小企業における外国人採用率の向上を図る。

### 2 事業実施期間

契約締結日から令和6年3月19日まで

### 3 履行場所

川崎市内 他

### 4 校内企業説明会実施専門学校等

市内及び近隣にある外国人留学生が在籍している専門学校等のうち、設置しているコース等から市内中小企業等に就職する可能性が高いと見込まれる専門学校等を対象とする。

### 5 委託内容

#### (1) 外国人留学生専門学校等における校内企業説明会の実施等

ア 対象の専門学校等から校内企業説明会を実施する学校（以下、「実施校」という。）を選定し、理由を付記した選定案を作成すること。実施校については、発注者と受注者の協議の上、決定する。

イ 実施校は3校以上とすること。

ウ 校内企業説明会の開催以前に、実施校の外国人留学生向けに就職支援セミナーを実施する。

エ セミナーの内容については提案事項とする。

オ セミナーの実施方法については、発注者と受注者の協議の上、決定すること。

カ 実施校と校内企業説明会の実施に関する調整等を行う。

キ 校内企業説明会の企画、運営を行う。

ク 実施校及び外国人留学生に対してアンケート調査等を実施し、今後の外国人留学生を含む外国人材に関する施策を検討するうえで有益となる情報を収集すること。また、アンケート内容については発注者と受注者の協議の上、決定すること。

## (2) 企業募集・選定

ア 外国人留学生専門学校等校内企業説明会の参加企業を募集すること。企業募集にあたっては、専用の事業ホームページを制作するとともに、幅広い広報を実施すること。

イ 広報手段については、提案事項とする。

ウ 参加企業数は1校につき、5社程度とする。

エ 企業募集の結果、5(2)ウで示す企業数を超える応募があった場合、理由を付記した選定案を作成すること。外国人留学生専門学校等校内企業説明会に参加する企業(以下、「参加決定企業」という。)は発注者と受注者の協議の上、決定する。

エ 参加決定企業と校内企業説明会の実施に関する調整等を行う。

オ 参加決定企業に対してアンケート等を実施し、今後の外国人留学生を含む外国人材に関する施策を検討するうえで有益となる情報も収集する。また、アンケート内容については発注者と受注者の協議の上、決定する。

## (3) 企業向けセミナーの実施

ア 企業募集(開拓)等のため、企業向けに外国人留学生採用ノウハウにかかるセミナーを行う。

イ セミナーは1回以上実施し、1回につき60分程度とすること。

ウ セミナーの実施方法については、オンライン形式とし、詳細については発注者と受注者の協議の上、決定すること。

エ セミナーの実施にあたり会場を確保する場合は、原則、受託者が川崎市内の適切な場所を確保するものとし、会場使用料、備品使用料等は委託費に含むものとする。

オ セミナーの内容については提案事項とする。

## (4) 全体調整等

ア 事業全体のスケジュールを作成し、発注者が指定する日時までに提出すること。

イ 参加決定企業及び外国人留学生に対して、本市既存事業の周知も併せて行うこと。

## (5) 事業報告

委託業務完了後、実績、成果、アンケート結果、広報手法及びその効果等を取り纏めた事業報告書を作成し、電子媒体で提出すること。

## 6 その他留意事項

(1) 当該業務は、川崎市契約規則、川崎市委託契約約款、職業安定法、職業安定法施行令、職業安定法施行規則、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募

集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針、雇用管理分野における個人情報ガイドラインのほか、本事業実施にあたり関連する法令等によるほか、本仕様書に基づき実施すること。

- (2) 受注者は、業務の全部または大部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (3) 業務の進捗状況や提案事項等は随時報告するなど、本市と密に連携を図り、効果的な業務遂行に努めること。
- (4) 天災（地震、風水害等）や社会情勢等のやむをえない事情により、イベント等の実施が困難な場合は、実施方法や参加予定者への対応などについて、発注者と受注者が協議し、対応すること。その他、仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議すること。
- (5) 業務遂行上、使用した資料・根拠等はすべて明確にし、本市に提出すること。
- (6) 本仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、発注者と受注者が協議すること。また、協議の場所は経済労働局労働雇用部で行うこと。
- (7) 受託者は、業務上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって、自ら利用したり、他に漏らしたり、流用してはならない。また、業務上知り得た個人情報は、委託期間終了後すみやかに本市に返却し、電子媒体については安全・確実に消去するものとし、紙媒体・電子媒体等の形態を問わず、継続して保有しないものとする。
- (8) 業務完了後、履行期限までに業務完了報告をし、検査を受けること。なお、報告は文書により行うものとする。
- (9) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、市の指定する期間内に修正を行い、その検査を受けること。
- (10) 成果物については、本市に帰属するものとする。
- (11) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間、これを保存しておくこと。